

# ミャンマー法整備支援プロジェクト第7回本邦研修

国際協力部教官

野瀬 憲 範

## 第1 本邦研修の日程・背景・目的等

### 1 研修の日程

平成28年(2016年)6月13日から同月24日まで<sup>1</sup>、ミャンマー法整備支援プロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)第7回本邦研修(以下「今次研修」という。)が行われた。

### 2 背景・目的等

#### (1) 背景<sup>2</sup>

ミャンマーにおいては、個人の倒産を対象とする法律として1910年ヤンゴン倒産法(Yangon Insolvency Act)並びに1920年ミャンマー倒産法(Myanmar Insolvency Act)及びその下位規範である1924年ミャンマー倒産規則(Myanmar Insolvency Rules)がある。いずれも英国植民地時代に制定された法律で共通する部分が多いが、手続を管轄する裁判所が異なる。ヤンゴン倒産法上の手続については連邦最高裁判所<sup>3</sup>が管轄権を有し、ミャンマー倒産法上の手続は地方裁判所(District Court)が管轄権を有している。ミャンマー倒産法が後年に制定されているが、条文も少なく、比較的簡潔な構造をしているとのことである。

他方、会社<sup>4</sup>の倒産については、1914年会社法(Companies Act)及び1940年会社規則(Companies Rules)<sup>5</sup>で定められている裁判所による清算手続(Winding up by the Court)が適用される。支払不能(unable to pay its debt)が、裁判所による清算手続の原因の一つとなっているとのことである。なお、倒産を含む会社法に関する事件の管轄は、連邦最高裁判所のほか、2011年連邦最高裁判所通達(Notification No.123/2011)にて地方裁判所にも認められるようになっているとのことである。

ヤンゴン倒産法及びミャンマー倒産法は、主として清算型の倒産制度を定めているが、ヤンゴン倒産法には、再生型の倒産制度(composition, scheme of arrangement)の手続に関する条文も少ないが含まれているとのことである。この手続は、倒産の決定(Order of Adjudication)がなされた後に開始することが可能であり、会社法におい

<sup>1</sup> 移動日を含まない。別添2日程参照。

<sup>2</sup> 本稿記載の考察は、本プロジェクト長期専門家の小松健太弁護士によるものである。

<sup>3</sup> 条文上はHigh Courtとなっているがこれは現在の連邦最高裁判所を指す。

<sup>4</sup> なお、会社法に基づいて設立された会社以外の組合(partnership)、組織(association)、会社(company)で7名以上の社員がいる組織については、原則として会社法上の清算手続が適用されることになっている(会社法271(1)条)。

<sup>5</sup> 会社法は、投資企業管理局(Directorate of Investment and Company Administration)、「DICA」という。)が所管しているが、同規則は連邦最高裁判所が所管している。

ても同様に再生型の倒産制度（compromise, arrangement）が不十分であるが定められており、この手続は、倒産手続中か否かを問わず、開始することが可能であるとのことである。

このとおり、ミャンマーには倒産法制度は一応存在するものの、裁判所による倒産手続は、現状ほとんど利用されておらず、また、世界銀行が毎年発行している『Doing Business』の2016年版によるとミャンマーの倒産制度は、189か国中162位と評価されている。

## (2) 目的等

こうしたミャンマー倒産法の現状の改革について、連邦最高裁判所は強い関心を有しており、司法戦略計画に基づく2016年活動計画においても、同改革が盛り込まれている。

本プロジェクトにおいては、連邦最高裁判所から、倒産法について、政策立案等を含む作業に対する支援を要請されたことなどを契機とし、平成27年（2015年）8月末から、連邦最高裁判所との間で、倒産法制の改革に関する活動を実質的に開始している。すなわち、本プロジェクトでは、連邦最高裁判所との間で倒産法制度に関するワーキンググループを設けて、現行法制度の調査研究、シンガポール及びインドの倒産手続改革に関する情報の提供を行うなどして、ミャンマーにおける倒産法制度改革の支援を行っている。

今次研修においては、これまでの現地活動に加え、倒産法制度一般に関する知識の更なる拡充を目指して講義を行うなどし、ミャンマーにおける倒産法制の改善に向けた議論に参加できる人材を育成するとともに、政策の企画立案の手法等について知見の提供を行うなどして、今後、ミャンマーが効率的な倒産法制を築いていく上での礎にすべく実施することとしたものである。

## 第2 研修の概要

今次研修の概要は、大きく(1) 倒産法制度一般に関する知識の拡充、(2) 倒産法制度改革のプロセスの改善、(3) 倒産法制度改革の基本的枠組に関する議論の深化を目的とする研修に分けられる。以下講義等のアウトラインについて簡単に記載する。

### 1 倒産法制度一般に関する知識の拡充

#### (1) 「民事法制における倒産法の意義」

慶應義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授から、事例（相殺の事例、担保権が設定された事例、代物弁済された事例）などを用い、倒産時における債権者の権利の保護、権利の変容などについて、民法等の基本法と比較しながら御講義いただいた。

#### (2) 「倒産法基礎」

千葉大学大学院専門法務研究科の杉本和士准教授から、倒産法制度の必要性、法的整理と私的整理、倒産手続の目的と分類、破産手続、民事再生手続の基本的な流れ、手続期間の役割及び責任などについて御講義いただいた。

### (3) 「再生型倒産制度」

一橋大学大学院法学研究科の水元宏典教授から、日本の倒産法制度の歴史、会社更生と民事再生の違い、民事再生についての具体的な手続などについて御講義いただいた。

### (4) 管財人について

ひいらぎ総合法律事務所の多比羅誠先生から、管財人の役割、管財人の心構え、管財人による財産換価の重要性、管財人による売掛金や貸金回収の重要性、監督委員の役割（職務、調査、債権調査のチェックなど）、管財人・監督委員に求められる資質、選任を避けるべき利害関係人、選任基準、人材育成などについて、弁護士としての立場から御講義いただいた。

## 2 倒産法制度改革のプロセスの改善

「民事関係法令の起草について」、「倒産法制の改正経緯について」

民事局内野宗揮参事官から、日本における法律の制定過程について、民事局所管法令の立法過程について、日本の倒産法制度の立法・制定過程、倒産法制度の改正、民事再生法の制定過程における実体法との調整などについて御講義いただいた。

## 3 倒産制度改革の基本的枠組に関する議論の深化

「新しい倒産制度を構築するにあたり考慮すべき事項」、「倒産法制の改革の基本的な枠組み」

日本の倒産実務をリードされている園尾隆司先生（元裁判官）から、日本の倒産法制度の歴史とその評価、日本の倒産法制度の歴史から学ぶべきこと（最先端の法津を導入することにより最先端の運用が生まれるわけではない、日本の旧倒産法制度が機能しなかった原因の分析と教訓、国情にあった制裁のレベルの検討、国情にあった適切な機関の設置、裁判所の役割等）について御講義いただいた。また、ミャンマーにおける将来の倒産法制度を設計する上で、どのような事項を考慮すべきかについて、ミャンマーの実情についての意見交換を踏まえて、アドバイス等していただいた。

## 4 訪問

東京地方裁判所民事第20部の中山孝雄部総括判事をはじめ裁判官、書記官の皆様から、同裁判所における標準的な破産手続の流れ、民事再生事件の概要と流れ、特色、パソコンを利用した事件管理等の存り方について御説明していただくとともに、債権者集会の様子についても見学させていただいた。

## 5 発表

最終日、園尾先生、多比羅先生にも御参加いただき、ミャンマー側参加者を二つに分けて、グループを作り、それぞれのグループから、「新しい倒産法制度の基本的な考え方」、「管財人に求められる資質や選任方法」について発表があった。参加者については、各所属機関の了解を得ておらず、正式な見解ではないことを前提に発表してもらい、前者については、新倒産法について清算型、再生型を含めたもので、かつ、個人破産と法人破産を併せたものが望ましいとの発表があった。後者については、法務官、執行官、

弁護士などが望ましいとの発表があった（会計士が望ましいとの意見はなかった。）。

### 第3 おわりに

今次研修が充実したものとなったのは、関係者の皆様の御協力及び御尽力のおかげであり、改めて、園尾先生、多比羅先生、松尾先生、水元先生、杉本先生、中山部総括判事を始めとする東京地方裁判所の皆様、内野参事官、公益財団法人国際民商事法センターの皆様、その他多くの関係者の方々に、心から御礼を申し上げたい。また、本稿第1の2で記載した情報は現地で活動中の小松専門家の調査の結果であり、その活動にも敬意を表したい。

最後に、倒産法支援分野は、アジア開発銀行など国際ドナーとの役割分担が難しい分野であり、ややもするとドナー間の競争に巻き込まれる可能性があるが、ミャンマーの実情に沿った倒産法制が構築されるべく、当部としては、関係者の皆様の協力を得ながら、ミャンマーに寄り添って、プロジェクト活動をバックアップしていきたいと考えている。

## ミャンマー法整備支援プロジェクト第7回本邦研修 研修員

1	キン マウン ウィン
	<b>Mr. Khin Maung Win</b> Chairman of Judicial and Legal Affairs Committee / Member of Commission for Assessments of Legal Affairs and Special Issues, Pyithu Hluttaw 連邦議会（下院）議員（司法・法務委員会委員長，法務・特別問題査定審議会委員）
2	ヌエ ヌエ アウン
	<b>Ms. Nwe Nwe Aung</b> Representative of Mon State Constituency 2 / Member of Bills Committee, Amyotha Hluttaw 連邦議会（上院）議員（モン州第2選挙区代表，法案委員会委員）
3	タン タン ティント
	<b>Ms. Than Than Tint</b> Deputy Director, Civil Justice Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 民事局 副部長
4	ター ター
	<b>Ms. Htar Htar</b> Deputy Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 法案起草局 副部長
5	マー ラー トゥ
	<b>Ms. Mar Lar Htut</b> Assistant Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 法案起草局 部長補佐
6	テイン タイツ ウー
	<b>Mr. Thein Htike Oo</b> Assistant Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 法案起草局 部長補佐
7	ミー ミー トウエ
	<b>Ms. Mie Mie Htwe</b> Assistant Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 法案起草局 部長補佐
8	キン チョー オウン
	<b>Ms. Khin Cho Ohn</b> Director General, Prosecution Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 検察局長
9	ゾー ゾー トウエ
	<b>Mr. Zaw Zaw Htwe</b> Director, Legislative Vetting and Advising Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案審査助言局 部長
10	キン サンダー トウン
	<b>Ms. Khin Thandar Tun</b> Law Officer, Legislative Vetting and Advising Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案審査助言局 部付検事
11	ティダ アウン
	<b>Ms. Thida Aung</b> Deputy Director, Directorate of Investment and Company Administration, Ministry of Planning and Finance 国家計画経済開発省 投資企業管理局 副部長
12	ヌウエ ニー ウィン
	<b>Ms. Nwe Ni Win</b> Staff Officer, Directorate of Investment and Company Administration, Ministry of Planning and Finance 国家計画経済開発省 投資企業管理局 部付
13	サイ チョー チョー
	<b>Mr. Sai Kyaw Kyaw</b> Deputy Director, Bank Supervision Department, Central Bank 中央銀行 銀行監督局 副部長
14	アウン チョー タン
	<b>Mr. Aung Kyaw Than</b> Assistant Director, Financial Institutions Regulation and Anti-Money Laundering Department, Central Bank 中央銀行 金融機関規制・反マネーロンダリング局 部長補佐

## 【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 野瀬 憲範 (NOSE Kazunori)

国際協力専門官 / Staff Officer 井倉 美那子 (INOKURA Minako)

## ミャンマー第7回本邦研修日程表

日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00	
6	日	移動日				
6	月	9:30 JICAブリーフィング	11:00	13:00 ICDオリエンテーション	15:00 16:00 国会見学	
6	13		TIC	赤れんが 共用会議室	衆議院法制局	
6	火	10:00 講義「民事関係法令の起草について」	12:45	14:00 ミャンマー側からの発表	17:00	
6	14	民事局参事官室 参事官 内野 宗揮	赤れんが 共用会議室	研修員	赤れんが 共用会議室	
6	水	10:00 講義「民事法制における倒産法の意義」	12:30	14:00 講義「民事法制における倒産法の意義」	17:00	
6	15	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 松尾 弘	赤れんが 共用会議室	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 松尾 弘	赤れんが 共用会議室	
6	木	10:00 講義「倒産法基礎」	12:00	12:15 13:45 所長主催 意見交換会 ・写真撮影	14:00 講義「倒産法基礎」	
6	16	千葉大学大学院専門法務研究科 准教授 杉本 和士	赤れんが 共用会議室	日比谷パレス	千葉大学大学院専門法務研究科 准教授 杉本 和士	
6	金	10:00 講義「清算型倒産制度」	12:30	14:00 講義「再生型倒産制度」	17:00	
6	17	一橋大学大学院法学研究科 教授 水元 宏典	赤れんが 共用会議室	一橋大学大学院法学研究科 教授 水元 宏典	赤れんが 共用会議室	
6	土					
6	18					
6	日					
6	19					
6	月	10:00 講義「管財人の倒産制度における役割、求められる資質及び育成方法」	12:30	14:00 講義「倒産法制の改正経緯について」	17:00	
6	20	ひいらぎ総合法律事務所 弁護士 多比羅 誠	赤れんが 第一教室	民事局参事官室 参事官 内野 宗揮	赤れんが 第一教室	
6	火	10:00 講義「新しい倒産制度を構築するにあたり考慮すべき事項」	12:30	14:00 講義「新しい倒産制度を構築するにあたり考慮すべき事項」	17:00	
6	21	西村あさひ法律事務所 弁護士 園尾 隆司	赤れんが 共用会議室	西村あさひ法律事務所 弁護士 園尾 隆司	赤れんが 共用会議室	
6	水	10:00 講義「倒産法制の改革の基本的な枠組み」	12:30	14:00 講義「倒産法制の改革の基本的な枠組み」	17:00	
6	22	西村あさひ法律事務所 弁護士 園尾 隆司	赤れんが 共用会議室	西村あさひ法律事務所 弁護士 園尾 隆司	赤れんが 共用会議室	
6	木	10:00 裁判所訪問	12:00	13:30 発表準備	17:15	
6	23		東京地裁民事20部		赤れんが 共用会議室	
6	金	10:00 発表「倒産法制の改革の基本的な枠組み」及び総括質疑 (ミャンマー側からの総合発表)	12:10	12:30 13:30 【評価会/修了式】		
6	24	ひいらぎ総合法律事務所 弁護士 多比羅 誠 西村あさひ法律事務所 弁護士 園尾 隆司	赤れんが 共用会議室	赤れんが 共用会議室		
6	土	移動日				
6	25					